

課題 1 (必須)

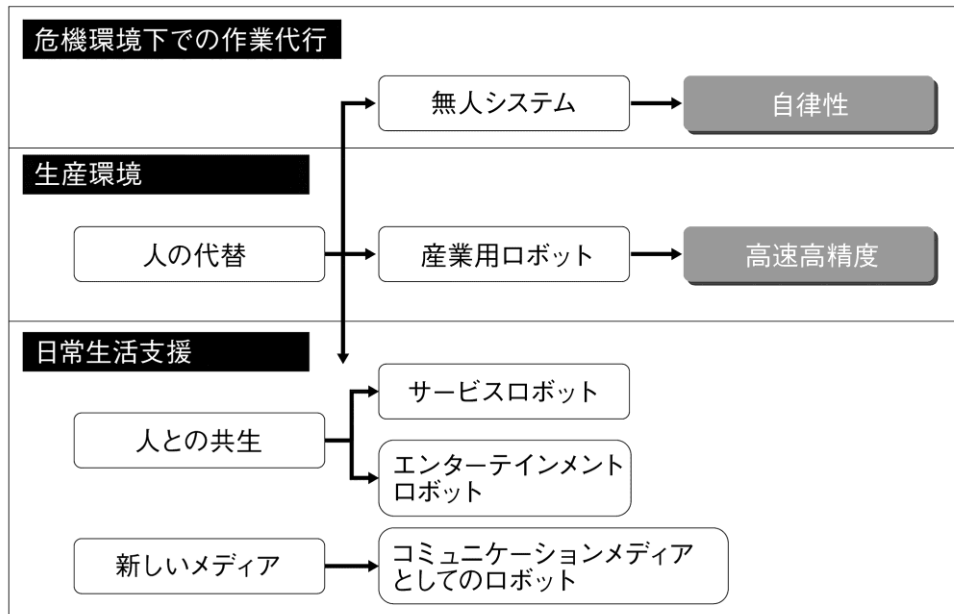
少子化とこれに伴う現役世代の人口減少から、将来の労働の担い手不足が懸念されている。また、DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進が経済政策の重点施策となり、AI やロボット等の活用が取り上げられている。AI やロボット等の導入が進むことは、我が国の経済成長や所得分配に影響を与え、また雇用の視点からも多くの課題を生じさせると考えられる。

以上の記述及び次頁以降の資料を基に、次の問いに解答しなさい。

- ① AI やロボット等の導入は、雇用や経済成長などに影響を与えることを通じて、財政にどのような影響を与えると考えられるか述べなさい。
- ② 財政等への影響から、ロボット税（AI やロボットへの課税）が議論されている。ロボット税が必要かどうか述べなさい。
- ③ もしロボット税を課す場合には、どのように課税するのがよいのか述べなさい。

資料1 ロボットの定義と役割

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の「NEDO ロボット白書 2014」（2014年3月）では、ロボットを「センサー，知能・制御系，駆動系の三つの要素技術を有する，知能化した機械システム」と定義している。その上で，ロボットの役割を下図のように大別している。



出所：総務省編『平成27年版 情報通信白書』を基に作成

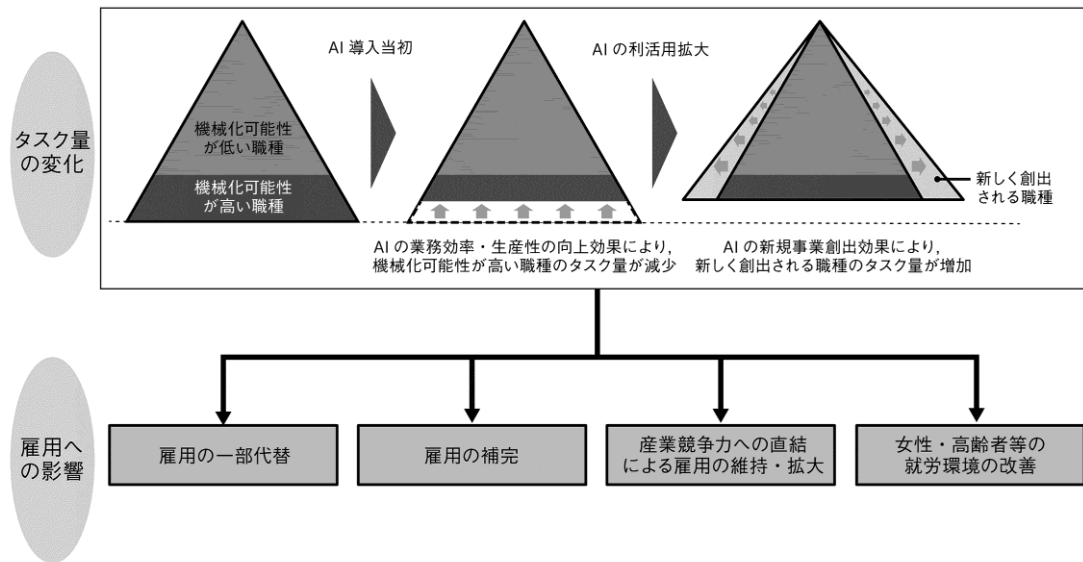
資料2 製造業の従業員10,000人当たりのロボット台数（世界平均）

（著作権の関係により省略）

資料3 製造業におけるロボット密度 (2022年)

(著作権の関係により省略)

資料4 人工知能 (AI) 導入で想定される雇用への影響



出所：総務省編『平成28年版 情報通信白書』を基に作成

資料5 日本経済の成長会計

	1995 ～2000	2000 ～2005	2005 ～2010	2010 ～2015	2015 ～2020	2000 ～2010	2010 ～2020	1995 ～2020
GDP 成長率	1.17%	1.22%	-0.22%	1.05%	-0.30%	0.50%	0.38%	0.58%
労働投入増加の寄与	-0.02%	-0.10%	-0.32%	-0.01%	-0.95%	-0.21%	-0.48%	-0.28%
マンアワー増加	-0.38%	-0.46%	-0.53%	-0.09%	-0.66%	-0.49%	-0.37%	-0.42%
労働の質向上	0.36%	0.36%	0.21%	0.08%	-0.28%	0.29%	-0.10%	0.15%
資本投入増加の寄与	0.96%	0.35%	0.09%	0.07%	0.18%	0.22%	0.12%	0.33%
資本の量の増加	0.80%	0.31%	-0.01%	-0.02%	0.08%	0.15%	0.03%	0.23%
資本の質向上	0.16%	0.04%	0.10%	0.09%	0.10%	0.07%	0.09%	0.10%
TFP の寄与	0.23%	0.97%	0.01%	0.99%	0.46%	0.49%	0.73%	0.53%

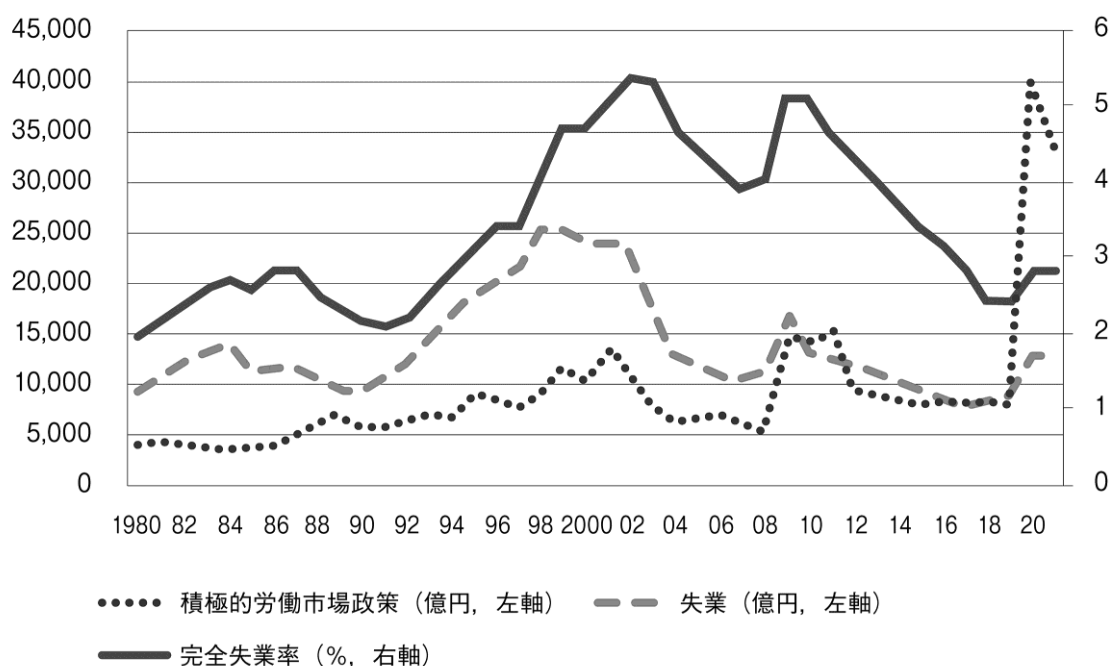
GDP はラスパイレス連鎖指数，労働，資本投入はディビジア指数を利用。寄与はコストデータによる。

出所：経済産業研究所「JIP データベース2023」

(注)：「マンアワー」は「従業者数×従業者1人当たり年間総実労働時間」を指す。

TFP は、全要素生産性 (Total Factor Productivity) である。TFP の寄与は、GDP 成長率のうち、労働投入増加の寄与分でも資本投入増加の寄与分でも説明できない残り全ての要素を含んだ概念であり、一般に技術進歩による部分と考えられる。

資料6 失業率と関連社会支出の推移



出所：国立社会保障・人口問題研究所「社会保障費用統計」、総務省統計局「労働力調査」を基
に作成

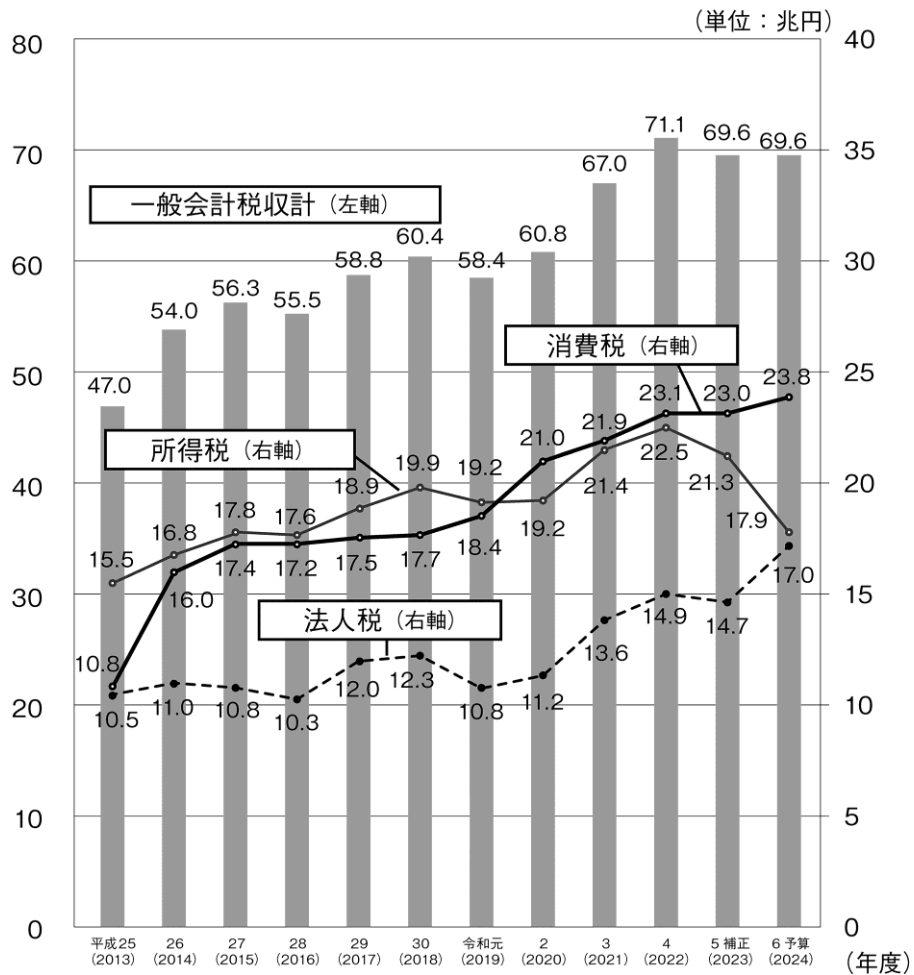
(注)：横軸は、完全失業率については暦年，社会支出の額については年度である。

「積極的労働市場政策」は、社会的な支出で労働者の働く機会を提供したり，能力を高めたりするための支出を計上したものであり，教育訓練給付や雇用調整助成金等が該当する。

「失業」は，失業中の所得を保障する現金給付を計上したものであり，雇用保険の求職者給付や求職者支援制度等が該当する。

いずれも OECD 基準の社会支出による。

資料7 一般会計税収の推移



出所：財務省ホームページを基に作成

資料8 課税の原則

公平の原則

経済力が同等の人に等しい負担を求める「水平的公平」と経済力のある人により大きな負担を求める「垂直的公平」があります。

中立の原則

税制が個人や企業の経済活動における選択を歪めないようにします。

簡素の原則

税制の仕組みをできるだけ簡素にし、理解しやすいものにします。

出所：国税庁ホームページ「税の学習コーナー なぜ、税を納めなければならないのでしょうか」を基に作成

資料9 課税ベースによる税の分類

税負担を担税者の負担能力に応じて割り当てるとき、負担能力を測る尺度が問題となる。負担能力を測る尺度によって税を分類すると次の3種類に大別される。

・ 所得課税

個人所得課税である所得税と法人所得課税である法人税などがある。利子・配当やキャピタルゲインといった資産性所得に対する課税も、一般に所得課税に分類される。

・ 消費課税

消費全般に広く負担を求める消費税のほか、酒税、たばこ税などの個別間接税がある。

・ 資産課税

相続税・贈与税、地方税の固定資産税などがある。

出所：関口祐司編著『図説日本の財政（令和5年度版）』（財経詳報社）を基に作成

出題の趣旨（課題1）

本問は、AIやロボット等の導入が雇用、所得分配、経済成長にどのような影響を与えるのか、そしてそれらに対する影響は国の財政にどのような影響を与えるのかを考察することを求めている。その上で、財政への影響に関する考察を踏まえてAIやロボット等に対する課税が必要かどうか論じ、課税する場合にはどのような方法がよいのかについて課税の原則などを基に論じることを求めている。

本問は、技術の発展が経済社会に与える影響を多面的に考察する能力とともに、それらの影響に対してどのような対応が必要なのかについて論じる能力を見るねらいがある。

採点の全体講評（課題1）

本問はAIやロボットが経済社会に及ぼす影響を多様な視点から考えさせ、また財政に及ぼす影響について考察させたものである。AIやロボットの経済社会への影響については様々なところで議論されており、解答ぶりからも受験者にとっては取り組みやすいものであったように思われる。しかし、AIやロボットが財政にどう影響を及ぼすか、さらにロボット課税についてどう考えるかについては、財政事情のみならず税制の在り方まで幅広い知識を必要とするため、やや難しかったのではないかと考える。

設問①に関して

ほとんどの答案において、雇用における負の効果、経済成長への正の効果が適切に述べられていた。しかし、財政への影響については（その正解はないものの）、成長促進によるプラスの効果と失業支援などの財政負担増によるマイナスの効果を丁寧に記述することを期待していたが、そのような答案は少なかった。

設問②に関して

ロボット税が必要であるという立場と不要であるという立場が2：1程度であった。その立場の違いは、設問①で財政への影響をどう見るかによっていた。ここで問うていたのは財政の問題だけでなく、稼ぎ手としてのロボットをどう考えるか、ということであったにもかかわらず、それに対して何らかの考え方を提示した答案は少なかった。

設問③に関して

ロボット税を課す場合の課税の仕方については、答案ではAIやロボットの所有者への所得課税や固定資産税などを推奨するものが多かったが、誰に対して課税するのかという点に関しては明確な考え方を示す答案は少なかった。一方で資料8にある課税の原則を引用する者も多く、簡素な課税を推奨する答案もあった。全体的に受験者ごとに答え方は多様であったが、誰が納税するのか、また課税標準、税率をどうするのかなどまで展開した答案はほとんどなかった。その点から、やや難しい設問であったと考える。

課題2 (選択)

文化芸術には、豊かな人間性を涵養し、創造力と感性を育む等、人間が人間らしく生きるための糧となるなどの本質的価値がある。そして、「新たな需要や高い付加価値を生み出し、質の高い経済活動を実現する」、「文化の多様性を維持し、世界平和の礎となる」といった社会的・経済的価値がある。

2017年に文化芸術振興基本法が改正され、法律名も新たに文化芸術基本法となり、従来の文化振興を越えた総合的な文化政策の展開が国の基本方針として位置付けられた。同法の規定に基づく「文化芸術推進基本計画（第2期）（令和5年3月24日閣議決定）」には、計画期間中に取り組むべき重要施策として、「文化芸術分野の活動基盤強化」、「映画・マンガ・アニメーション・ゲーム等のメディア芸術の振興」などが掲げられている。

また、外務省は、平和主義や伝統文化・現代文化などソフト・パワーの潜在力を引き出すことで世界における日本の地位を高めるといった考え方を踏まえ、日本文化の紹介などの文化交流を通して親日派・知日派の育成に取り組んでいる。近年世界的に若者を中心に人気の高いアニメ・マンガ等のポップカルチャーも、我が国に対するイメージや親近感を高めるのに大きく寄与することへの期待から、広報文化外交の一環として積極的に活用している。

以上の記述及び次頁以降の資料を基に、次の問いに解答しなさい。

- ① 我が国と諸外国における文化芸術の制度や予算などの共通点や相違点について説明した上で、文化芸術の維持発展のための基盤強化を目的として諸外国の制度や施策で我が国も取り入れるべきと思われるものを適宜挙げ、その理由も説明しなさい。
- ② 現在の日本文化では世界的に評価の高い分野も多くあるが、ソフト・パワーを今後さらに高めるために、どの分野に力を入れるべきか提案しなさい。その際、文化芸術基本法前文がうたう「文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重すること」は、自由や基本的人権の尊重といった普遍的価値を重んじる先進民主主義国家としての我が国がソフト・パワーの面で他国に対して優位に立つ上でどのような効果をもたらし得るかについても論じること。また、その効果について論じるに当たっては、特に我が国よりも表現の自由が制約されている諸国と比較すること。

資料1 文化芸術基本法 前文（抄）

（前略）

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。21世紀を迎えた今、文化芸術により生み出される様々な価値を生かして、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

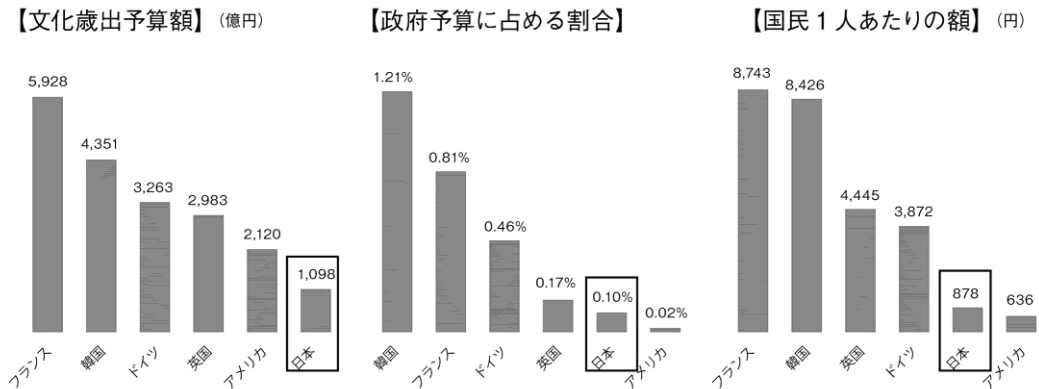
このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術に関する施策についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

資料2-1 各国の文化歳出予算額の現状

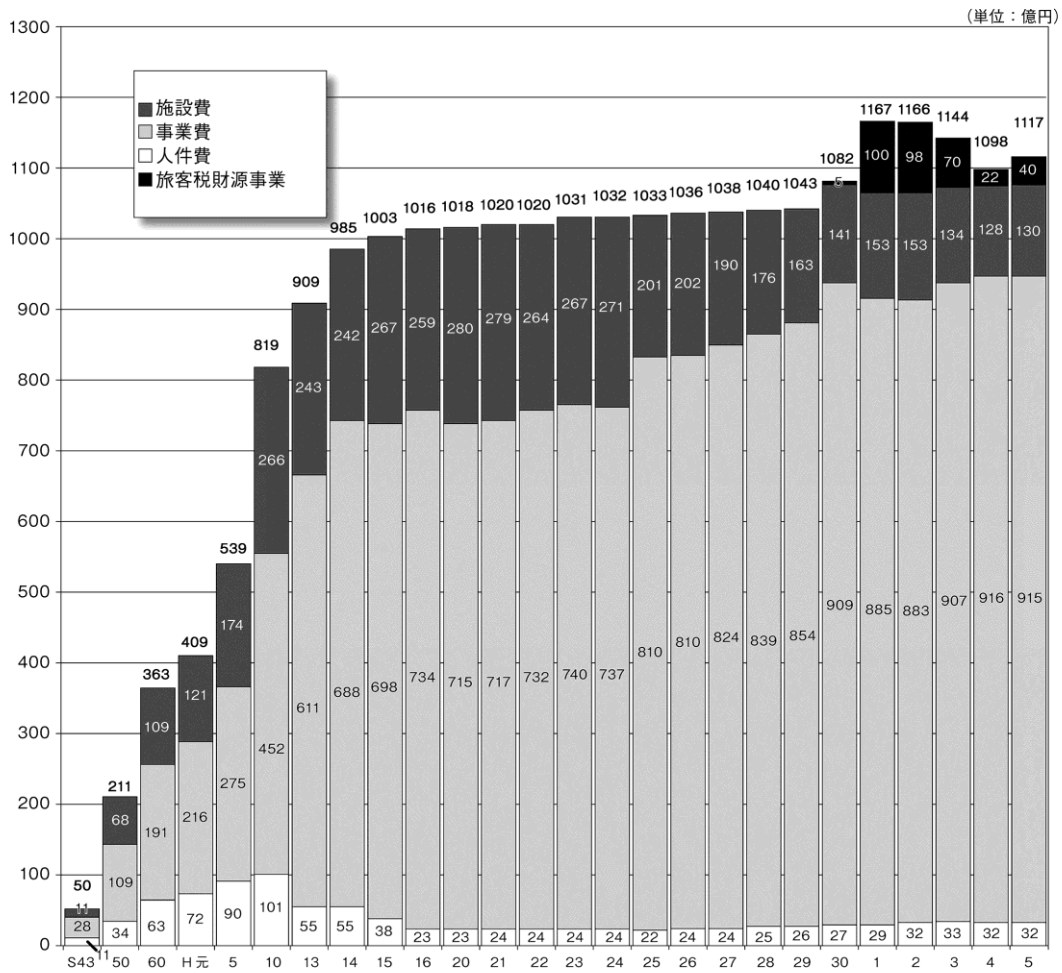
※国により政策対象範囲が異なるため、単純に比較できないことに留意。

※2022年の値で比較



出所：文化庁ホームページ「文化芸術関連データ集 令和6年3月【令和5年度第2版】」

資料 2 - 2 文化庁予算額の推移



出所：文化庁ホームページ「文化芸術関連データ集 令和6年3月【令和5年度第2版】」

(注)：「旅客税財源事業」は、国際観光旅客税の税収の一部を財源とし、地域固有の文化、自然等を活用した観光資源の整備等による地域での体験滞在の満足度向上などのために行われる事業である。

資料3-1 アメリカにおける寄附金税制の概要

寄附金対象団体の区分	内国歳入法501条(c)(3)団体		
	<ul style="list-style-type: none"> ・宗教、慈善、科学、文学、教育、国内外のアマチュア・スポーツ振興、児童・動物虐待防止を目的とする ・利益を出資者や個人に分配しない ・残余財産を社員、出資者に分配しない ・過度なロビー活動や、政治活動に関与しない 		
寄附をした者の税制上の取り扱い	パブリック・チャリティ 団体数：301,214団体以上 (他に内国歳入庁に申告書を提出していない教会等の団体が存在する)	私立財団	
		事業型私立財団 団体数：7,486団体	助成型私立財団 団体数：74,364団体
所得税	所得の50%を限度に所得から控除 (株式等の場合、所得の30%)		所得の30%を限度に所得から控除 (株式等の場合、所得の20%)
法人税	所得の10%を限度に損金算入		
遺産税	非課税		

- (注) 1. パブリック・チャリティは、教会や教育機関のほか、パブリック・サポート・テスト（原則として収入の1/3以上を寄附金や補助金が構成する等）の要件を満たし、内国歳入庁の承認を受けた団体等。パブリック・チャリティではない501(c)(3)団体は私立財団に分類される。
2. 私立財団は、事業型私立財団と助成型私立財団に分けられる。事業型私立財団とは、収益の85%以上を本来目的に沿った積極的な活動に支出する等の要件を満たす財団。それ以外は助成型私立財団とされる。私立財団には、投資収益課税（投資収益に2%で課税）や企業の総株式の一定割合超の保有に対する課税等のパブリック・チャリティにはない規制がかされている。
3. パブリック・チャリティ及び私立財団の数はIRS資料（2006）による。

出所：内閣府 NPO ホームページ

資料3-2 個人寄附総額の国際比較

(著作権の関係により省略)

資料4 諸外国の文化 GDP

	令和3年度調査		(参考) 平成27年度調査 各国発表値, 総 GDP に 占める割合
	各国発表値 () は総 GDP に占める割合	補正後 【ユネスコガイドライン相当】	
日本(2018)	10兆4,567億円(1.9%)	10兆4,567億円(1.9%)	1.8%(2014)
アメリカ(2017)	98兆4,604億円(4.5%)	70兆3,553億円(3.2%)	4.3%(2012)
イギリス(2018)	9兆8,950億円(3.5%)	9兆8,182億円(3.5%)	5.0%(2013)
フランス(2017)	5兆9,517億円(2.3%)	5兆6,731億円(2.2%)	2.4%(2010)
ドイツ(2018)	13兆1,009億円(3.0%)	10兆2,599億円(2.3%)	4.0%(2011)
カナダ(2018)	4兆7,783億円(2.7%)	3兆7,023億円(2.1%)	3.4%(2010)
オーストラリア(2018)	3兆6,543億円(2.4%)	3兆5,482億円(2.3%)	6.9%(2008)

※出典：令和3年度文化庁委託事業「ユネスコモデルに基づく諸外国の文化 GDP の算出」

- ・補正後(ユネスコガイドライン相当)の数値は、各国発表資料を基に、受託事業者においてガイドラインに相当すると想定される領域を抽出して算出している。ただし、アメリカ及びドイツについては、領域の詳細分類の金額が公表されておらず、一部ガイドラインに該当する領域の額が含まれていないものがある。
- ・イギリスは文化領域及びクリエイティブ産業の合計額である。また、ドイツの補正後の金額は一部分野間の重複がある。両国については、GVA (Gross Value Added) が用いられており、GDP と比較して推計額が若干少なく算出される。

出所：文化庁ホームページ「文化芸術関連データ集 令和6年3月【令和5年度第2版】」

資料5-1 韓国のコンテンツ政策における国政課題の概要

課題名	主要内容
文化コンテンツ産業 政策金融制度拡大	政策金融制度の拡大, コンテンツ創作・創業への支援, 政策金融拡大によるコンテンツ産業発展基盤の強化
公正な製作・流通環 境づくり	コンテンツ主要メンバー間における不公正取引の改善のため, 2017年から分野別標準契約書の制定および普及の拡大
融合コンテンツの育 成・支援	第4次産業革命時代に基づく融合プラットフォームの構築および成長段階別支援と先端技術が結合した新コンテンツの育成および拡大
韓流拡散と連動した 進出	双方向文化交流と「善良な韓流」の実現により, 文化コンテンツや連携産業の連動した進出を拡大

出所：日本貿易振興機構（ジェトロ）デジタルマーケティング部「プラットフォーム時代の韓国コンテンツ産業振興策および事例調査」2022年3月

(注)：文在寅前政権当時のものである。

資料5-2 韓国の「コンテンツ産業競争力強化核心戦略報告書」(2018年)における
韓流と輸出振興策の主要課題

戦略	主要課題	推進省庁
韓流との連携 で観光産業活 性化の推進	韓流観光商品化 (K-POP コンサートの観光商品化, 韓流 スター連携で地域観光コンテンツの発掘)	文化体育観光 部, 産業通商 資源部, 地方 自治団体
	eスポーツ観光資源化 (eスポーツ専用競技場, プロゲー マー・ファンミーティング)	
韓流関連産業 の同伴進出博 覧会の開催	韓流関連文化・産業融合博覧会の開催	文化体育観光 部, 産業通商 資源部, 関連 省庁
	K-コンテンツエキスポと韓流派生産業 (美容, 観光, 韓 国料理) との連携	
韓流関連中小 企業の海外進 出の拡大	KCon (民間), K-コンテンツエキスポ (文化体育観光 部), 融合コンテンツ複合タウン (科学技術情報通信部) などと連携して中小企業製品の広報・展示	中小ベンチャ ー企業部, 文 化体育観光部, 科学技術情報 通信部, 関連 省庁
	Amazon などのグローバル・マーケットプレイスと韓流 とが連携し, ワンストップ購入モデルを広める	
コンテンツと ICT・科学技 術の同時進出	先端 ICT 産業とコンテンツ産業関連海外進出プラットフ ォーム (商談会, コンテンツ上映, デモ会など) を拡大	文化体育観光 部, 科学技術 情報通信部
	国際競技大会開催時, 5G など次世代情報通信技術・サー ビス・デモ会の開催および文化・ICT 展示・体験空間運 営に協力	
	交流する国家にソフトウェア・韓国語を教育する 「KOREA IT School」設立	
	主要戦略国 (米, 中) および新興市場 (ベトナム, イン ドネシア, タイなど) での融合コンテンツ複合タウンの 造成および韓流活用の強化により海外流通拠点を確保	

出所：日本貿易振興機構 (ジェトロ) デジタルマーケティング部「プラットフォーム時代の韓
国コンテンツ産業振興策および事例調査」2022年3月 を基に作成

資料6 世界のコンテンツ産業の市場部門別規模と現状

(単位：億ドル，%)

区分	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年 _p	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2020-25年平均成長率(%)
出版	2,859	2,808	2,769	2,714	2,452	2,538	2,536	2,518	2,498	2,480	0.22
漫画	84	86	87	91	110	120	131	143	157	171	9.33
音楽	480	508	538	570	371	460	597	640	663	679	12.85
ゲーム	935	1,065	1,178	1,297	1,490	1,613	1,721	1,822	1,913	2,000	6.07
映画	394	412	428	444	131	254	396	432	452	470	29.05
アニメ	68	53	49	83	15	29	45	49	51	53	29.19
放送	4,695	4,745	4,818	4,818	4,592	4,748	4,903	4,981	5,071	5,141	2.28
広告	4,858	5,135	5,553	5,928	5,724	6,186	6,641	6,966	7,287	7,552	5.70
知識情報	7,095	7,705	8,139	8,594	8,398	8,858	9,440	9,912	10,369	10,802	5.16
キャラクター	2,629	2,716	2,803	2,928	2,816	3,000	3,200	3,342	3,473	3,593	4.99
算術合計	24,099	25,232	26,362	27,467	26,098	27,805	29,610	30,805	31,934	32,940	4.77
合計	20,622	21,829	22,953	24,057	23,157	24,659	26,301	27,464	28,540	29,525	4.98

注：1) 合計は重複市場を除く市場規模である

2) 2020年資料は暫定値であり，2021～2025年は推定値

(出所) PwC2021, ICv22021, SNE2021, 公益社団法人全国出版協会「出版月報」2021, BoxOffice Mojo2021, LIMA(2020), QYResearch2021, 文化体育観光部「2021海外コンテンツ市場分析」再引用。

出所：日本貿易振興機構（ジェトロ）デジタルマーケティング部「プラットフォーム時代の韓国コンテンツ産業振興策および事例調査」2022年3月 を基に作成

資料7 コンテンツ IP 世界ランキング（全世界の歴代メディア・フランチャイズ
のうち売上高上位25位（米ドルベース）

- 1位. ポケモン——921億2100万ドル
- 2位. ハローキティ——800億2600万ドル
- 3位. くまのプーさん——750億3400万ドル
- 4位. ミッキーマウス——705億8700万ドル
- 5位. スター・ウォーズ——656億3100万ドル
- 6位. アンパンマン——602億8500万ドル
- 7位. ディズニープリンセス——451億8700万ドル
- 8位. マリオ——361億4300万ドル
- 9位. 少年ジャンプ・ジャンプコミックス——341億1700万ドル
- 10位. ハリー・ポッター——308億7100万ドル
- 11位. マーベル・シネマティック・ユニバース——291億2800万ドル
- 12位. スパイダーマン——270億7800万ドル
- 13位. ガンダム——264億5700万ドル
- 14位. バットマン——264億4800万ドル
- 15位. ドラゴンボール——240億3100万ドル
- 16位. バービー——240億300万ドル
- 17位. 北斗の拳——218億1800万ドル
- 18位. カーズ——217億9400万ドル
- 19位. トイ・ストーリー——207億4300万ドル
- 20位. ワンピース——205億1500万ドル
- 21位. ロード・オブ・ザ・リング——199億3700万ドル
- 22位. ジェームズ・ボンド——199億ドル
- 23位. 遊戯王——198億4800万ドル
- 24位. ピーナッツ——174億2800万ドル
- 25位. トランスフォーマー——172億2000万ドル

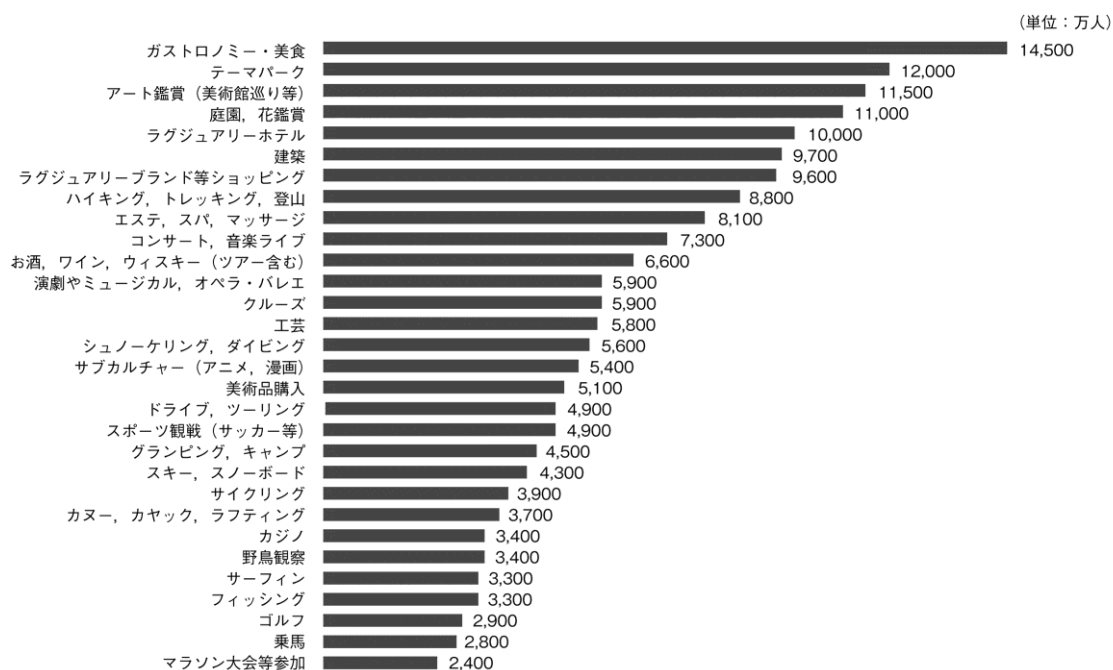
出所：TITLEMAX 社ホームページを基に作成

資料8 映画、建築、現代アート、文学の各分野における世界的な賞の日本の受賞者

カンヌ国際映画祭パルムドール受賞作品（1980～2023年）のうち日本の作品	ヴェネツィア国際映画祭金獅子賞受賞作品（1980～2023年）のうち日本の作品	ベルリン国際映画祭金熊賞受賞作品（1980～2023年）のうち日本の作品
47作品中 4 作品	47作品中 1 作品	50作品中 2 作品 (共同制作の作品も含む。)
ブリツカー賞歴代受賞者（1979～2024年）のうち日本人受賞者	ヴェネツィア・ビエンナーレ（美術）の金獅子賞の受賞者（1986～2024年）のうち日本の受賞者／最優秀国別参加賞等の金獅子賞を日本が受賞した回数	ノーベル文学賞受賞者（1968～2023年）のうち日本人受賞者
47名中 8 名	52名中 1 名／19回中 0 回	57名中 2 名

出所：各賞の公式ホームページなどを基に作成

資料9 世界22市場における国外旅行経験者を対象とした調査に基づく、国外旅行の主な目的別の市場規模の推計



出所：日本政府観光局 (JNTO) 「VJ 重点市場基礎調査結果概要」2024年1月

(注)：この調査は、東アジア、東南アジア、欧米豪、インド、中東などの世界22市場で、飛行機を利用したレジャー目的の国外旅行経験者を対象としており、回答者の3分の1程度以上が訪日旅行経験者となるようにサンプルが選ばれている。

資料10 各国の自由民主主義指標（上位3か国とG20諸国）

国名	順位	スコア
デンマーク	1位	0.88
スウェーデン	2位	0.85
エストニア	3位	0.84
ドイツ	11位	0.81
フランス	12位	0.81
オーストラリア	14位	0.80
イギリス	19位	0.77
アメリカ	20位	0.77
イタリア	24位	0.76
カナダ	25位	0.76
日本	30位	0.73
ブラジル	32位	0.69
アルゼンチン	34位	0.69
韓国	47位	0.60
南アフリカ	49位	0.58
インドネシア	87位	0.36
メキシコ	101位	0.30
インド	104位	0.28
トルコ	140位	0.11
ロシア	159位	0.06
サウジアラビア	169位	0.05
中国	172位	0.04

出所：V-Dem 研究所 DEMOCRACY REPORT 2024 を基に作成

(注)：自由民主主義指標は、スウェーデンに本拠を置く V-Dem 研究所が作成するもので、結社の自由、表現の自由、公正な選挙、法の支配など民主主義の質に関する様々な指標を基に作成される。

出題の趣旨（課題2）

本問は、文化芸術に関する施策としてどのようなものが必要なのかについて諸外国の取組を基に論じるとともに、文化面における我が国に対する国際的な評価を踏まえた上で、普遍的価値を重んじる先進民主主義国家として、我が国がソフト・パワーを高めていく方策について提案することを求めている。

本問は、諸外国の事例などを参考にしながら、課題を抽出して改善策を考える能力を見るねらいがある。

採点の全体講評（課題2）

設問①に関して

我が国の文化歳出予算額が諸外国と比較して低い水準にある点や、文化庁予算が伸び悩んできた点などを踏まえて論じた答案が多く、おおむねよく解答されていた。

本問では、文化歳出予算額は低いものの寄附金税制が整備されている国の例としてアメリカを、国を挙げての文化芸術振興を進める国の例として韓国を取り上げている。近年の K-POP 等の文化の世界的浸透は目を見張るものの、文化は本来自主性を持つべきであるという観点からは、国主導の文化政策に対する危惧も生じる。このような視点に基づいて資料で取り上げた2国の例を比較し、アメリカのように寄附金税制を整備することで民間が国から自由に文化を主導できる構造を担保した方がよいのではないかという議論を展開した答案もあった。

設問②に関して

我が国のソフト・パワーを高めていく上では、我が国はコンテンツ産業が圧倒的であるため、これらやメディア芸術に引き続き力を入れていく必要があるという点についてはよく解答されていた。他方で、学問における基礎研究と同様に、オーソドックスな文化や芸術分野での基礎体力も IP コンテンツを創造する上でさらに必要であるとの視点もあった。

本問では、文化芸術基本法にもうたわれている表現の自由の重要性や文化の自主性と我が国のソフト・パワーの関係についても論じることを求めている。この点については、表現の自由の重要性が認識され、文化の自主性が尊重される中で発展してきた我が国のコンテンツこそが、そもそも特定の思想やプロパガンダしか許されない権威主義体制の国々とは異なり、世界中の人々を魅了し評価されてきた点に着目した答案があった。

また、注目すべき答案としては、これまで言語の壁ゆえに我が国の文化や芸術のグローバルな認知が不十分だったことを踏まえ、文化そのものへの支援に加えて、言語に重点が置かれるコンテンツを AI によって各国語に自動で翻訳する技術など、文化を普及するための技術の開発やその支援を行っていくべきであると論じるものがあった。

課題3 (選択)

我が国は、1970年代からインドシナ難民の定住受入れをしていたが、1982年、難民条約及び難民議定書が我が国について発効したことに伴い、難民認定制度を整備した。また、2010年度から開始した第三国定住事業により、アジア地域に滞在する難民などを対象として受入れを行っている。さらに、2023年には補完的保護対象者認定制度を開始した。

このように、我が国は、政治的な弾圧や軍事紛争などから逃れてきた庇護を必要とする者を保護してきたが、他国に比べると難民認定に積極的でないとして難民支援を行っている NPO などから批判を受けている。

他方、ヨーロッパでは、2015年に「欧州難民危機」やパリで同時多発テロが起き、難民や移民の受入れに否定的な政党がドイツ、イタリア、フランスの議会や EU の欧州議会において無視できない勢力となっている。

以上の記述及び次頁以降の資料を基に、次の問いに解答しなさい。なお、②及び③の「難民」は、難民条約上の難民だけでなく、難民条約上の難民と同様に保護すべき紛争避難民などを含む。

- ① 我が国が難民認定に積極的でないとする批判の要因となっている難民認定数や認定率といった数値が低いことは、どのようなことに起因していると考えられるかを説明しなさい。
- ② 我が国が難民の受入れを増やした場合、どのような問題が発生すると予測されるかを述べなさい。
- ③ 我が国が難民の受入れを現状レベルから大きく増やさないとする場合、その代わりに我が国が世界的な難民問題に貢献する施策にはどのようなものがあるのかを論じなさい。

資料 1 難民条約と難民議定書における難民の定義の説明

人種、宗教、国籍若しくは特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために、国籍国の外にいる者であつて、その国籍国の保護を受けることができないもの又はそのような恐怖を有するためにその国籍国の保護を受けることを望まないもの。

出所：国連難民高等弁務官事務所ホームページ「難民条約について」を基に作成

資料 2 - 1 難民認定数の各国比較（2022年）

	ドイツ	米国	フランス	カナダ	英国	イタリア	日本
認定数（人）	46,787	46,629	41,681	30,598	18,551	7,193	202
認定率（%）	20.9	45.7	20.9	59.2	68.6	13.9	2.0

出所：難民支援協会ホームページ「日本の難民認定はなぜ少ないか？ - 制度面の課題から」を基に作成

資料 2 - 2 我が国における難民庇護の状況等

	申請者数	難 民		補完的保護対象者 (注 3)	その他の 庇護 (注 4)	難民、補完的保護対象 者及びその他の庇護 合計
		定住難民 (注 1)	条約難民 (注 2)			
昭和 53 年		3				3
54 年		94				94
55 年		396				396
56 年		1,203				1,203
57 年	530	456	67 ()			523
58 年	44	675	63 ()			738
59 年	62	979	31 ()			1,010
60 年	29	730	10 ()			740
61 年	54	306	3 ()			309
62 年	48	579	6 ()			585
63 年	47	500	12 ()			512
平成元年	50	461	2 ()			463
2 年	32	734	2 ()			736
3 年	42	780	1 ()		7	788
4 年	68	792	3 ()		2	797
5 年	50	558	6 ()		3	567
6 年	73	456	1 ()		9	466
7 年	52	231	2 (1)		3	236
8 年	147	151	1 ()		3	155
9 年	242	157	1 ()		3	161
10 年	133	132	16 (1)		42	190
11 年	260	158	16 (3)		44	218
12 年	216	135	22 ()		36	193
13 年	353	131	26 (2)		67	224
14 年	250	144	14 ()		40	198
15 年	336	146	10 (4)		16	172
16 年	426	144	15 (6)		9	168
17 年	384	88	46 (15)		97	231
18 年	954		34 (12)		53	87
19 年	816		41 (4)		88	129
20 年	1,599		57 (17)		360	417
21 年	1,388		30 (8)		501	531
22 年	1,202	27	39 (13)		363	429
23 年	1,867	18	21 (14)		248	287
24 年	2,545	0	18 (13)		112	130
25 年	3,260	18	6 (3)		151	175
26 年	5,000	23	11 (5)		110	144
27 年	7,586	19	27 (8)		79	125
28 年	10,901	18	28 (2)		97	143
29 年	19,629	29	20 (1)		45	94
30 年	10,493	22	42 (4)		40	104
令和元年	10,375	20	44 (1)		37	101
2 年	3,936	0	47 (1)		44	91
3 年	2,413	0	74 (9)		580	654
4 年	3,772	35	202 (15)		1,760	1,997
5 年	13,823	47	303 (14)	2	1,005	1,357
合 計	105,487	11,595	1,420 (176)	2	6,054	19,071

(参考) (人)	
シリア人留学生の 受入れ	
平成 29 年度	28
30 年度	29
令和元年度	22
2 年度	16
3 年度	20
4 年度	6
5 年度	6
合 計	127

(注1)

「定住難民」は、昭和53年から平成17年まではインドシナ難民、平成22年以降は第三国定住難民の数である。

(注2)

「条約難民」は、入管法の規定に基づき、難民として認定した者の数である。カッコ内は、一次審査で難民不認定とした者の中から審査請求（異議申立てを含む）の結果、認定した数であり、内数。

(注3)

「補完的保護対象者」は、入管法の規定に基づく補完的保護対象者として認定した者の数である。補完的保護対象者の認定制度は、条約上の「難民」ではないものの「難民」と同様に保護すべき紛争避難民などを確実に保護する制度として、2023年12月1日に開始された。

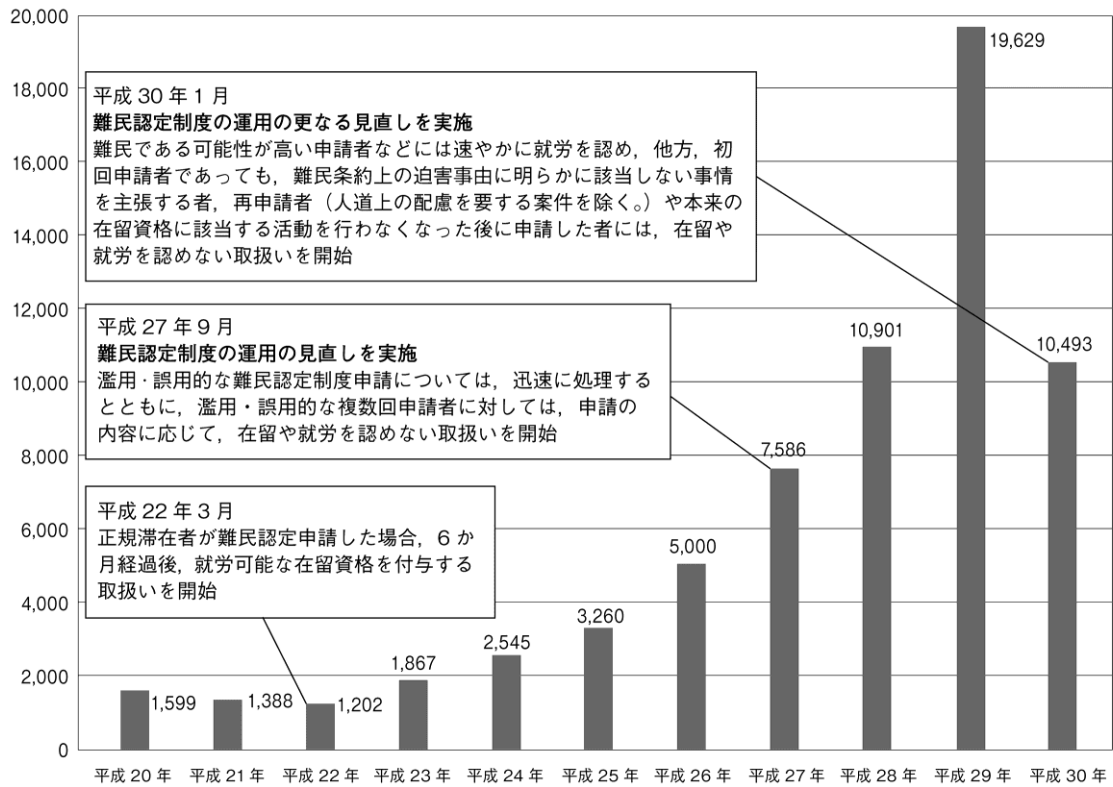
(注4)

「その他の庇護」は、難民又は補完的保護対象者とは認定しなかったものの人道的な配慮を理由に在留を認めた者の数である。

出所：出入国在留管理庁ホームページを基に作成

資料 3 - 1 難民認定制度の運用の見直しの状況と難民認定申請者数の推移（平成20～30年）

（単位：人）



出所：出入国在留管理庁ホームページを基に作成

資料 3-2 国籍別難民認定申請者数の推移

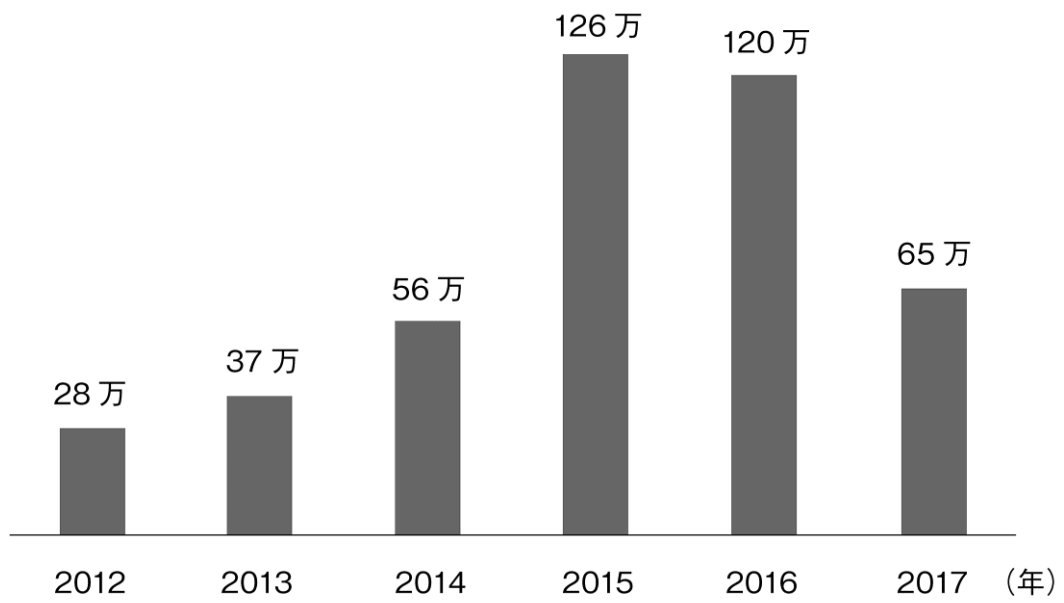
(単位：人)

	平成29年		平成30年		令和5年	
1	フィリピン	4,895	ネパール	1,713	スリランカ	3,778
2	ベトナム	3,116	スリランカ	1,551	トルコ	2,406
3	スリランカ	2,226	カンボジア	961	パキスタン	1,062
4	インドネシア	2,038	フィリピン	860	インド	934
5	ネパール	1,451	パキスタン	720	カンボジア	888
6	トルコ	1,195	ミャンマー	656	ネパール	697
7	ミャンマー	962	インドネシア	634	バングラデシュ	538
8	カンボジア	772	トルコ	563	ウズベキスタン	473
9	インド	601	インド	549	ミャンマー	324
10	パキスタン	469	バングラデシュ	542	アフガニスタン	259
11	バングラデシュ	438	ベトナム	527	ナイジェリア	193
12	中国	315	中国	308	タイ	184
13	イラン	120	カメルーン	203	コンゴ民主共和国	178
14	ガーナ	106	ナイジェリア	98	カメルーン	175
15	カメルーン	98	ウガンダ	62	セネガル	135
16	チュニジア	87	チュニジア	58	カザフスタン	134
17	ナイジェリア	77	イラン	56	チュニジア	126
18	セネガル	75	ガーナ	50	ギニア	118
19	ウガンダ	68	セネガル	49	ウガンダ	102
20	タイ	65	タイ	40	ガーナ	98
21	モンゴル	61	モンゴル	32	中国	90
22	コンゴ民主共和国	35	コンゴ民主共和国	29	フィリピン	86
23	ギニア	26	ギニア	26	イラン	80
24	エジプト	24	スーダン	15	イエメン	73
25	エチオピア	22	エチオピア	13	タンザニア	60
-	その他	287	その他	178	その他	632
総数	19,629		10,493		13,823	

出所：出入国在留管理庁「令和5年における難民認定者数等について」などを基に作成

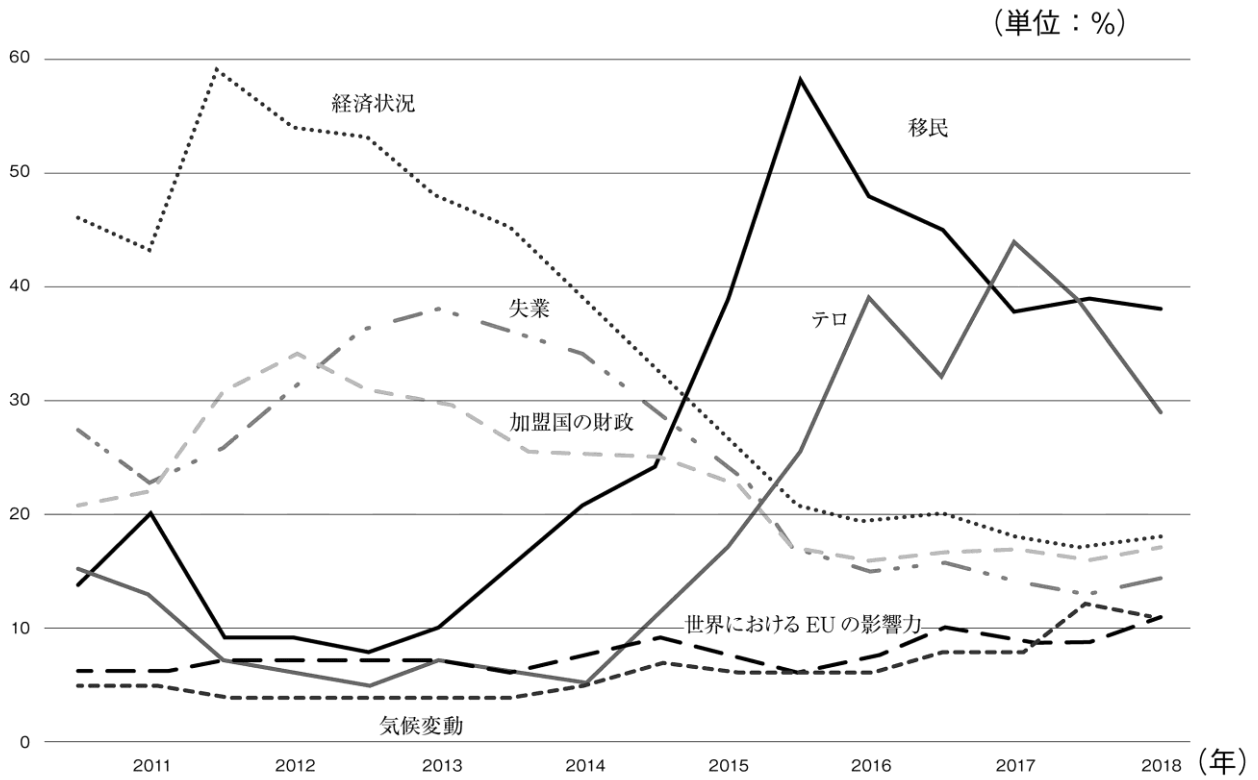
資料4-1 EU諸国における庇護申請者数の推移

(単位：人)



出所：欧州連合日本政府代表部ホームページ

資料4-2 世論調査における「現在EUが直面している最も重要な問題は何か」という問いに対する回答の推移



出所：欧州連合日本政府代表部ホームページを基に作成

資料5 移民の存在とその社会経済的帰結に対する EU の主な加盟国の人々の意識 (2017年)

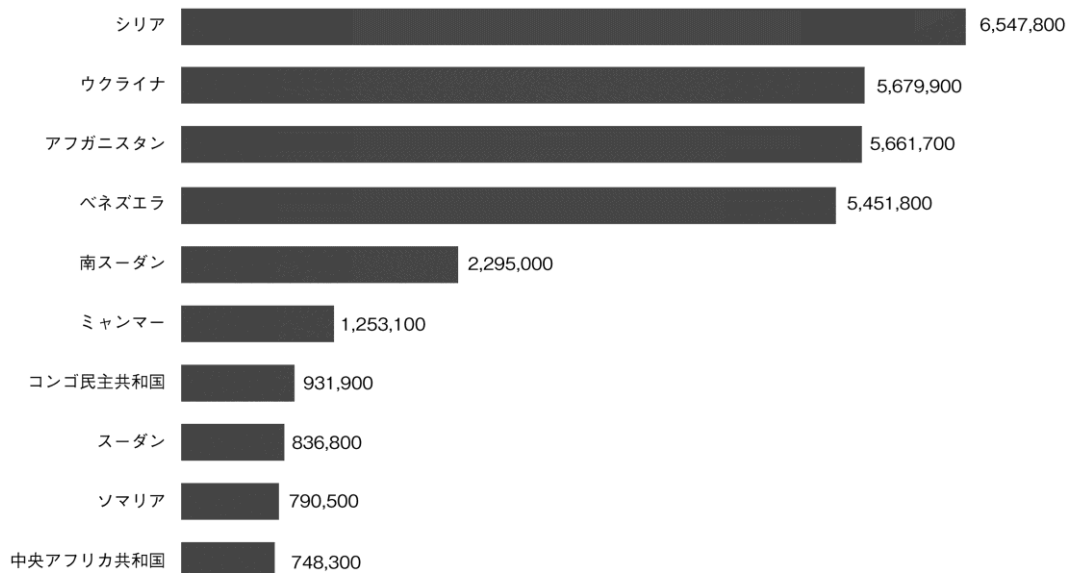
(単位：%)

移民は自国における犯罪の状況を悪化させる。			
	そう思う。	そうは思わない。	わからない。
EU 平均	55	38	7
イタリア	75	20	5
英国	38	49	13
ドイツ	64	32	4
フランス	39	53	8
移民は自国の労働者の職を奪う。			
	そう思う。	そうは思わない。	わからない。
EU 平均	39	57	4
イタリア	58	38	4
英国	33	60	7
ドイツ	21	76	3
フランス	30	65	5
移民は自国の福祉にとって重荷である。			
	そう思う。	そうは思わない。	わからない。
EU 平均	56	38	6
イタリア	63	29	8
英国	38	50	12
ドイツ	71	26	3
フランス	43	49	8

出所：Eurobarometer “Integration of immigrants in the European Union” を基に作成

資料6-1 国外へ逃れた難民の出身国上位10か国（2022年末）

（単位：人）

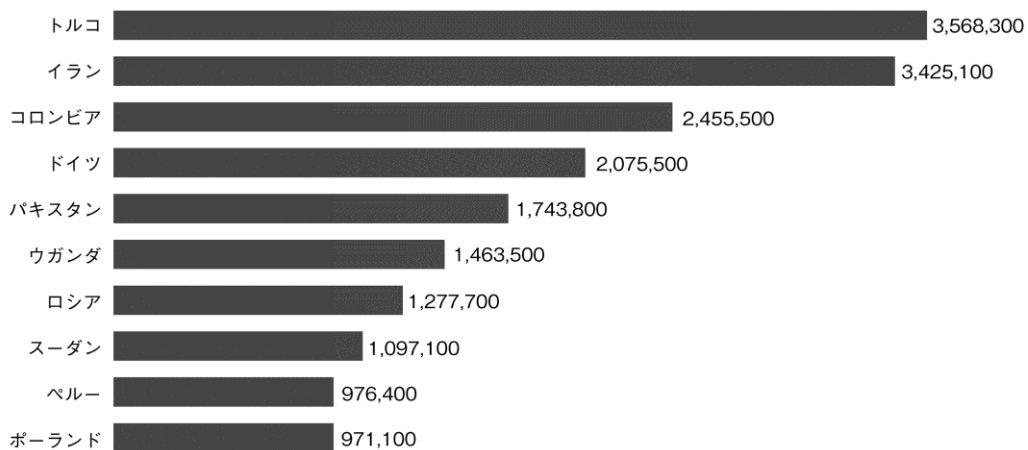


*UNRWA が支援するパレスチナ難民は除く。

出所：UNHCR Global Trends Report 2022

資料6-2 国外へ逃れた難民の受入国上位10か国（2022年末）

（単位：人）



*UNRWA が支援するパレスチナ難民は除く。

出所：UNHCR Global Trends Report 2022

資料7 UNHCR に対する主要拠出国の拠出状況と名目 GNI (2021年)

	拠出額 (千米ドル)	拠出率	名目 GNI (百万米ドル)
米国	1,872,207	40.01%	23,617,113
ドイツ	488,348	10.44%	4,411,028
EU	326,646	6.98%	—
日本	140,578	3.00%	5,129,301
スウェーデン	122,980	2.63%	653,869
ノルウェー	107,423	2.30%	503,287
フランス	101,200	2.16%	3,045,183
デンマーク	101,161	2.16%	412,080
オランダ	91,917	1.96%	990,138
上記以外も含めた 拠出額の総額	4,679,876		

出所：外務省ホームページ「国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）の概要」及び『世界国勢
図会2023/24』（矢野恒太記念会）を基に作成

出題の趣旨（課題3）

本問は、我が国の難民の受入れの現状について分析した上で、難民の受入れが国内の社会や政治などの動向にもたらす影響について考察したり、世界的な難民問題への貢献のために難民の受入れ以外にどのような施策が必要なのかについて論じたりすることを求めている。

本問は、資料に基づいて、制度の運用状況や制度の運用を見直した場合の影響について分析したり、制度の運用の見直しに代わる施策について論じたりする能力を見るねらいがある。

採点の全体講評（課題3）

設問①に関して

多くの答案は、政府が「条約難民」以外の形で庇護を提供してきたことについて適切に触れていた。ただ、難民申請によって在留資格や就労資格が認められてきたことが在留や就労目的での難民申請者の増加をもたらしたこと、難民申請者の出身国が比較的政情が安定していた国に集中していたことを資料から把握できていない答案が多かった。政情不安や紛争によって移住を強いられた人々の出身国が我が国から地理的に離れていることから、そもそも我が国を移住先として希望しないために、欧州諸国などと比べて、申請者の絶対数が少ないことを指摘する解答も散見された。

設問②に関して

難民の受入れが治安の悪化、雇用機会の減少、財政負担の増加をもたらすリスクについて指摘する解答が多かったが、これが自国第一主義や難民・移民の排斥を求めるポピュリズムの台頭をもたらす危険性があることに触れたものは意外と少なかった。ただ、難民の社会への包摂を促進するためには日本語教育などの支援や難民の人権擁護に関する啓発が必要であるとする解答、あるいは難民の受入れが労働力不足の解消につながるとする解答も見られた。

設問③に関して

難民が大量に発生している国が中東やアフリカに多いことを指摘する解答は見られたが、難民を受け入れている国がこれらの国々の周辺に多いことに触れた解答は思いのほか少なかった。ただ、我が国ができることとして、難民を受け入れている国に対して資金や物資などの支援を提供すべきとする解答や、難民の発生原因となっている紛争の解決に外交を通して貢献すべきとする解答が数多く見られ、中には、日本政府が現地で難民キャンプを運営することを提案する意見もあった。

UNHCR への拠出に関しては、経済規模との比較で我が国の貢献度を評価する答案は意外と少なく、GNI が我が国よりも少ない国と比較して、我が国の貢献度を評価する視点が欲しかった。